



撮影: 塚田 由紀

目次

- | | |
|---|---|
| ● 寄稿文:「事業承継計画策定の勧め」
～税制活用には早めの準備を！
税理士法人フォルテツァ 代表社員 松 本 淳 | ● 論文:日本版司法取引について
～企業において常日頃からできる準備及び
不祥事が発覚した際の対応～
弁護士:秋 山 俊 |
| ● 論文:友人の車に乗せてもらって事故に遭ったら
～好意同乗～
弁護士:真 野 文 恵 | ● ご挨拶 弁護士:真 野 祥 一
● ご挨拶 弁護士:中 島 麻 子 |
| …2 | …8 |
| …5 | …12 |
| | …14 |

◆ ご挨拶 ◆

代表パートナー 弁護士 古川健太郎

仲夏の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当事務所では、本年1月、新たなメンバーとして真野祥一弁護士及び中島麻子弁護士を迎えました。また、本年5月、小金井ひまわり法律事務所を開設するとともに、法人名を弁護士法人ひまわりパートナーズに変更いたしましたのでご報告申し上げます。

今回は、お互いのセミナーやコンペなど事務所ぐるみで交流させていただいております税理士法人フォルテツァの松本淳税理士に、「事業承継計画策定の勧め」との論文をご寄稿いただきました。皆様にご一考いただきたい内容ですので、ぜひご覧ください。

「事業承継計画策定の勧め」～税制活用には早めの準備を！

税理士法人フォルテツア 代表社員 松本 淳

皇室典範特例法の成立を経て5月1日より新元号「令和」の世に変わりました。健康上の理由により激務といえる公務への不安を覚え、生前退位の御意向を示された今上天皇の皇位継承に対する想いは相当なものだったのでしょうか。退位後は平穏な生活を送られることと思います。

一般的に「承継」とは「先代や前任者などの地位や身分・財産・権利・義務などを受け継ぐこと」（精選版日本国語大辞典）をいう。税理士という立場上、相続や経営者交代など多くの承継を見てきましたが、気持ちの問題を整理できず先送りにしたこと、また近年、手軽に情報を入手できることから、かえって争いごとが起きることが多いというのが実感です。私自身も平成24年に税理士法人の経営権および出資金を親族外承継で受けた経験上、次世代に襷を渡すことがいかに大変か身を以て痛感しました。

承継は心の問題、税はお金の問題と言われます。どちらも自らの想いを整理し早めの対策を立て後継者に託すことが望ましいです。平成30年に民法の「相続」に関する法改正や関連法規の新設・整備が行われ、遺言書の作成が手軽にできるなど「相続」に対する関心も一層高まるでしょう。

さて、中小企業庁「事業承継5か年計画」（平成29年7月）によると、中小企業経営者の引退年齢が長寿化で高くなったことなど、今後3年間で30万人以上の経営者が70歳になるにもかかわらず6割が後継者未定になるようです。

本来の「事業承継」とは、経営を承継すると同時に資産を承継することであり、後継者が経営を継続していく強い意思と能力があるか経営者の方々には見極める必要があります。しかし、後継者の見通しがたたない場合には、事業を成長させてM&Aで売却するか、あるいは廃業などを視野にいった対策をとらなくてはなりません。

まず、今後の事業承継に備えるため次の面を検討し自社の現状を把握する必要があります。

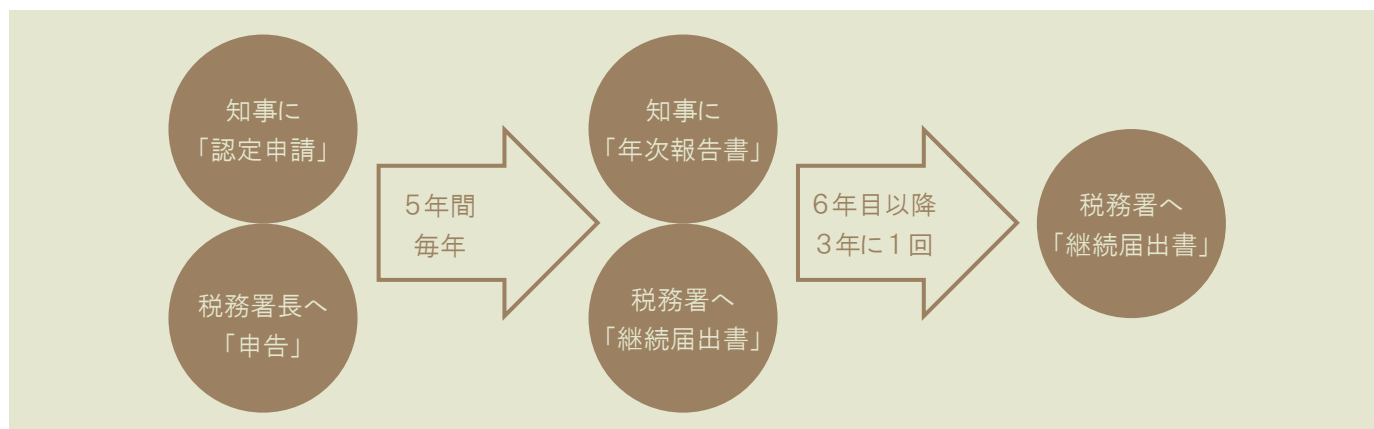
1	事業面
	事業計画書の策定（定量目標・定性目標など）
2	財務面
	時価換算による資産負債の内容、経営者保証の関係
3	法務面
	契約関係、労務関係、経営リスク要因

一方、税制面においては企業向けに代替わりの早期取組みを促し円滑な承継をするため「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度」、いわゆる事業承継税制の措置がありますが使い勝手が悪くあまり利用されていなかったため、平成30年税制改正で適用要件が大幅に緩和された特例措置が定められました。



1	対象株式数	4	雇用確保要件
	全株式が対象		弾力化(5年間のみ平均8割)
2	納税猶予割合	5	経営環境の変化に応じて納税額を減免
	後継者は税額全額の納税猶予を受けることが可能		
3	対象者の拡大	6	相続時精算課税制度の適用の拡大
	複数の株主から最大3人の後継者を対象可能		

特例措置を受けるためには **令和5年(2023年)3月31日** までに、認定経営革新等支援機関の指導・助言を受け、「特例承継計画」を都道府県知事に提出し、経済産業省の認定を受けることが必要で、その計画に基づき対象となる株式を贈与できるのは **令和9年(2027年)12月31日** までとなります。



使い勝手が良くなったとはいえ、継続要件から主なリスクとして次のことが考えられます。

1	5年以内に後継者が代表権を喪失したとき
2	後継者が取得した株式を他人に譲渡などして手放した(M&Aなど)とき
3	資産管理会社・資産運用型会社に該当(一定の事情を除く)したとき
4	主たる事業の売上が0になったとき
5	都道府県知事への報告、税務署長への継続届出書を提出しなかったとき

また、平成31年税制改正で個人事業者が円滑な世代交代を通じて事業の持続的な発展を目指せるよう、相続税・贈与税を100%猶予する「事業用資産に係る納税猶予制度」が創設されました。

対象資産は、事業の用に供されていた

1	土地(面積400㎡まで)
2	建物(床面積800㎡まで)
3	固定資産税又は自動車税等の課税対象となっている減価償却資産

特例措置を受けるためには **令和6年(2024年)3月31日**までに、認定経営革新等支援機関の指導・助言を受け、「特例承継計画」を都道府県知事に提出し、経済産業省の認定を受けることが必要で、その計画に基づき対象となる事業用資産を贈与できるのは **令和10年(2028年)12月31日**までとなります。

これらの制度はあくまで納税の先送りに過ぎないので、一定要件を維持しなければ猶予が取り消され、猶予税額の一括納付が求められ利子税もかかってきます。認定を経て納税の猶予を得た後においても制度を適用するには都道府県知事への報告と税務署長への届出を提出し続けなければなりません。また、次世代の承継に特例が使えるとは保証されておりません。

さらに、この制度を使ったために事業に全く関わっていない相続人の相続税が増えてしまい遺産分割をめぐる争いが生じる可能性がありますので留意が必要です。そこで、円滑な事業承継を阻害しないよう対策として、「遺留分に関する民法の特例」というものが設けられています。

贈与されても安易に処分できぬ財産にどう立ち向かうか。いずれ経営に対して一切の影響力を失うなどのリスクや手続きの手間を承知の上でもこれらの制度を活用した方が得策な事業経営者は多くおられると思います。

しかし、これらの特例措置は時限立法で申請期限までに残された時間に余裕はありません。とりあえず「確認申請書」(特例承継計画)を提出しておいて、その後に変更があれば申請することで対応できます。

「事業承継計画」を策定して、税理士・弁護士等と連携し制度適用の有無など早めに検討されてはいかがでしょうか。

この機会に御一考いただければ幸いです。



税理士法人フォルテツツア
代表社員 松本 淳

プロフィール

- 昭和39年9月
神奈川県厚木市生まれ
- 昭和62年7月
井上得四郎税理士事務所入社
- 昭和63年3月
東京学芸大学教育学部卒業
- 平成24年10月
税理士法人井上会計代表社員に就任
- 平成29年11月
税理士法人フォルテツツアに社名変更

友人の車に乗せて もらって事故に遭ったら ～好意同乗～

● 弁護士 真野 文恵 ●



一緒にゴルフに行く友人の車に無償で同乗させてもらってゴルフ場に向かう場合のように、運転者の好意により無償で他人が車に同乗することを好意同乗といいます。

好意同乗中に、同乗した車が他の車と衝突する事故を起こし、同乗者が怪我をした場合、他の車の運転手に損害賠償請求をすることは可能ですが、同乗した車の運転者に対しても損害賠償請求ができるか、できるとして好意同乗という事情があると何等かの形で損害賠償金が減額されるのかという問題がいわゆる好意同乗の問題です。

1 まず、同乗者は運転者に対し損害賠償請求ができるでしょうか。

交通事故において運転者に対する損害賠償請求は、自動車損害賠償保障法(自賠法)3条に基づくものと、民法709条に基づくものがあります。

自賠法3条は、「自己のために自動車を運行の用に供する者」(運行供用者)がその運転によって「他人」の生命身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずると規定されています。車の所有者・運転者は通常、運行供用者と考えられます。

運転者の好意で無償で同乗させてもらっている同乗者が、「他人」と言えるでしょうか。

最高裁の判例は、「自賠法3条にいう他人とは、自己のために自動車を運行の用に供する者及び当該自動車の運転者を除くそれ以外の者をいう」として、同乗する自動車の運行供用者との関係では、好意同乗者であっても他人性が否定されることはないと判示しました。

従って、原則として同乗者は「他人」であり、自賠法3条の損害賠償を請求することができることになります。

仮に、例外的に、同乗者が共同運行供用者に当たる場合には、同乗者が「他人」ではないとされ、自賠法3条に基づく損害賠償請求をすることはできません。

しかし、その場合でも、同乗者は運転者に対し、民法709条の損害賠償を請求することはできます。

2 それでは、好意同乗であるという事情があると、その損害賠償金額が減額(過失相殺)されるのでしょうか。

昭和40年代や50年代には、好意同乗であるというだけで10%～20%程度の減額をしている判決もありました。

これは、好意同乗の場合、運転者と同乗者との間に一定の人間関係が存在し、同乗者は運転者の好意によって何等かの利益を享受していることがほとんどであるから、損害金額の減免を甘受すべきではないかという考え方に立つものでした。



ある意味日本人的な考え方かもしれません。

しかし、現在では、好意同乗であるというだけで減額（過失相殺）がなされることはありません。このように変化したのは、今や誰もが自動車を所有し、他人を自動車に同乗させあるいは他人の自動車に同乗させてもらうことが日常的な出来事になったこと、他方、任意保険の普及により賠償義務者の責任を減ずる必要性・合理性が少なくなったこと等から、単なる好意同乗者であるということに損害を減額する理由が見いだせなくなったためだと言われています。



3 但し、例外的に減額される場合があります。

現在の実務においても、下記の場合には減額を認めうるという考え方が一般的です。

① 危険容認型

■ 無償同乗者が運転者の危険な運転を許容していた場合

例えば、同乗者が、運転者の無免許・飲酒・過労など事故発生の危険性が高い事実を知りながらあえて同乗した場合

② 危険関与型

■ 無償同乗者が危険な運転を助長、誘発した場合

例えば、同乗者が、運転者のスピード違反や蛇行運転を煽ったり、運転者のハンドル操作を妨げる

等して事故発生の危険性が増大する状況を生じさせた場合

③ 運行供用者型

■ 無償同乗者に一定の運行支配が認められる場合

例えば、同乗者が車両の所有者で運転を交代でしていた場合。

4 好意同乗者であるということだけでは損害賠償金を減額されないとしても、同乗者がシートベルト・チャイルドシートを装着していなかった場合には、損害額が減額される場合があります。

シートベルトの装着については、昭和45年道路交通法改正により高速道路等における装着が努力義務とされ、昭和60年改正により運転者及び助手席についてはすべての道路における装着義務が、助手席以外の同乗者には装着の努力義務が、規定されました。

平成19年改正により、助手席以外の同乗者についても装着義務が規定され、平成20年6月1日から施行されています。

チャイルドシートについては、平成11年改正により使用が義務づけられ、平成12年4月1日から施行されています。

シートベルト等を装着しなかった場合、損害額が減額（過失相殺）されることがあります。

但し、損害額が減額（過失相殺）されるのは、同乗者等がシートベルト等を装着しなかったために損害が拡大したと認められる場合に限ります。

つまり、同乗者がシートベルト等を不装着であったことと、同乗者の損害の拡大との間に因果関係があることが必要です。

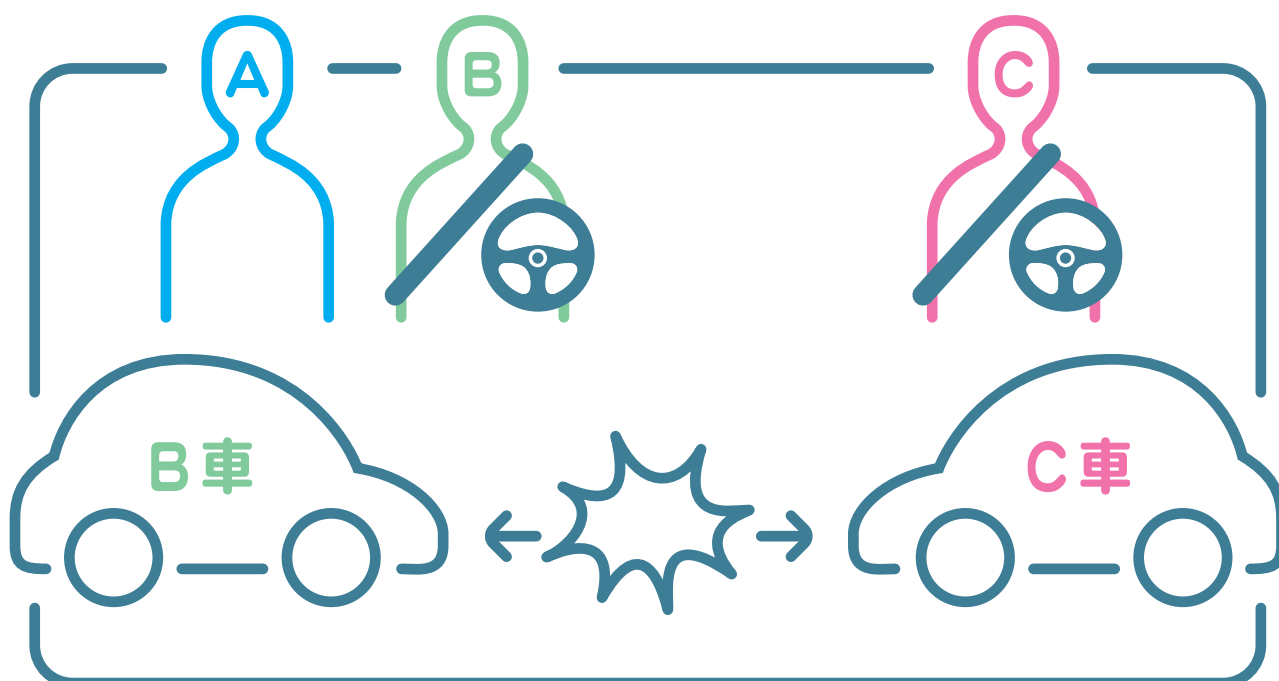
これまでの裁判例では、シートベルト等の不装着の場合の減額は、5%～20%程度であり、10%程度の減額が多いようです。

Bが運転する車にAが同乗し、B車がCの運転するC車と衝突し

Aが負傷した場合

- BとCとの過失割合が 30 : 70
- Aのシートベルト装着義務違反による過失割合が 10 %

Aの損害が**1000万円**である事案



- Aは、BとCに対し、
連帯して**1000万円×90%= 900万円**を請求することができます。

- BとC負担割合は Bが **900万円×30%= 270万円** となります。
Cが **900万円×70%= 630万円** となります。

- 従って、仮にCがAに対し**900万円**の損害金を支払うと、
CはBに対し**270万円**の求償をすることができます。

日本版司法取引について

～企業において
常日頃からできる準備
及び不祥事が
発覚した際の対応～

● 弁護士 秋山 俊 ●

1 はじめに

昨年6月1日、いわゆる「日本版司法取引制度」(正式名称は「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度」)を導入する改正刑事訴訟法が施行され、同月20日には東京地検特捜部が適用事例第1号事件を発表し物議を醸しました。この「日本版司法取引制度」は、組織的な犯罪等における事案の全容解明に役立つ証拠を獲得することを目的とする制度で、一定の企業犯罪も対象とされていることから、企業活動にも大きな影響がある制度です。

前回、企業に対する「ネット攻撃」に関与している者が企業内にいた場合の対策について論じましたが、これと多少関連するお話ですので、今回は、「企業ネットトラブルに関する法的対策」シリーズをお休みして、「日本版司法取引」について論じたいと思います。



2 「日本版司法取引制度」の概要

「日本版司法取引制度」とは、被疑者・被告人と検察官が、弁護人の同意があることを条件として、ある一定の犯罪について、被疑者・被告人が他人の刑事事件の解明に協力するのと引き換えに、検察官が被疑者・被告人の事件について有利な取扱い(公訴の不起訴や軽い求刑、処分の軽減等)をすることなどを合意するという制度です。

① 司法取引の主体

司法取引の主体は、被疑者・被告人と検察官です。ただし、検察官と犯罪の嫌疑がかかっている一個人である被疑者・被告人とでは交渉力や法律の知識に差があること等から、司法取引の成立のためには弁護人が一定の関与をすることが求められており、司法取引成立のためには弁護人の同意が不可欠です。

このうち、「被疑者」(犯罪の嫌疑を受け捜査の対象となっているが公訴提起をされていない者を指します)という用語については、刑事訴訟法上明確な定義がなく、いつの時点から司法取引が可能なのかが不明確です。捜査機関が嫌疑を持っている否かが不明な場合にどうするか難しい場面もありますが、場合によっては、自ら積極的に捜査機関に司法取引をもちかけることも検討しなければならないこともあります。

② 司法取引の対象

司法取引の対象は、「他人の犯罪に関する情報提供」と「自己の責任の軽減」です。

米国の司法取引制度とは異なり、「自己」の犯罪事実の捜査について司法取引は利用できません。すなわち、「自己」の犯罪事実について自ら罪を認め正直に語るだけでは、司法取引により

責任の軽減を得ること(「自己負罪型司法取引」)ができません。もっとも、「他人」の犯罪には、被疑者・被告人が関係していない赤の他人の刑事事件だけでなく、共犯者の刑事事件も含まれますので、被疑者・被告人が関与した犯罪であったとしても、その共犯者に対する捜査・訴追に協力するのであれば、司法取引は成立し得ることになります。

企業犯罪においては複数の関係者が犯罪に司法取引を行うことが可能となります。典型的な例は、会社ぐるみの犯罪に加担している従業員が、社長など幹部の関与を供述することと引き換えに、不起訴や軽い求刑を得るといったような場合です。

これに対して、「日本版司法取引」の活用事例として、内部監査で刑事事件となりうる不祥事が発覚したような場合に、司法取引を積極的に利用して、従業員に対する捜査協力と引換えに会社に対する起訴を免れるということも考えられます。

そして、被疑者・被告人側からの「情報提供」の方法としては、

- 1 捜査機関の取調べに際して真実の供述をすること
- 2 証人として尋問を受ける場合において真実の供述をすること
- 3 捜査機関による証拠の収集に関し証拠の提出その他の必要な協力をすることが挙げられます。

反対に、検察官側から提示できる「責任の軽減」の内容としては、

- 1 刑事裁判の回避(不起訴、公訴の取消し)
- 2 軽い求刑(軽い罪による起訴、起訴した犯罪事実の撤回・変更、軽い求刑等)
- 3 簡略な手続による裁判(即決裁判手続、略式命令)

です。なお、逮捕や勾留という身柄拘束を解くことは提示可能な条件に含まれませんので、注意が必要です。

③ 日本版司法取引の対象となる特定の犯罪

分 類		具 体 例
刑法犯	● 公務の作用を妨害する罪	→ 強制執行妨害(目的財産損壊)等
	● 文書偽造の罪	→ 公文書偽造等、私文書偽造等
	● 汚職の罪	→ 贈収賄
	● 財産犯罪	→ 詐欺、恐喝、横領、業務上横領等
特別法犯	● 財産経済犯罪	● 租税法違反 → 所得税法、法人税法、消費税法等
		● 独占禁止法違反 → カルテル、談合等
		● 金融商品取引法違反 → 有価証券報告書等の虚偽記載、インサイダー取引等
		● その他 政令で定めるもの(※)
	● 文書偽造の罪	→ 組織的詐欺・恐喝、マネーロンダリング、組織的競売妨害等
その他	● 汚職の罪	→ 爆発物取締罰則、大麻・覚せい剤取締法等
	● 財産犯罪	→ 上記犯罪に関する犯人隠避、証拠隠滅等
	● 上記に関連する犯人隠避等	→ 上記犯罪に関する犯人隠避、証拠隠滅等

※「財政経済関係犯罪」として政令に掲げられている財産経済犯罪のうち主なもの

- ◆ 会社法違反、不正競争防止法違反、出資法違反、外為法違反、犯罪収益移転防止法違反、補助金適正化法違反、資金決済法違反、特定商取引法違反等
- ◆ 倒産犯罪：
破産法違反、民事再生法違反、会社更生法違反等
- ◆ 特別贈収賄・特別背任：
あつせん利得処罰法違反、その他の贈収賄、背任（刑法は除く）
- ◆ 知的財産犯罪：
著作権法、商標法、特許法違反、実用新案法等
- ◆ 金融業法違反：
貸金業法違反、保険業法違反、信託業法、銀行法違反、信用金庫法違反等
- ◆ 協同組合法違反：
農業協同組合法違反、消費生活協同組合法違反、協同組合による金融事業に関する法律等

3

企業において常日頃からできる準備及び不祥事が発覚した際の対応

① 常日頃の準備

日本版司法取引の施行により、企業の内部者（役職員）や関係者（取引先等）が警察や検察に情報を提供するインセンティブが増しました。例えば、企業の役職員が贈賄や脱税、粉飾決算等の犯罪に加担した後、自らの刑事責任の減免を図るために、同僚社員の犯罪に関して捜査機関に積極的な協力をする事案や、また、複数の企業が関与する犯罪においては、ある企業が他の企業の犯罪への関与を捜査機関へ自主

的に申告する事案等が出てくることも予想されます。すなわち、報道等の外部機関からの発信だけでなく、企業の内部者や関係者によって企業の不正・不祥事が露見され発覚してしまうという可能性が高まったといえます。

当然ですが、企業内の不正・不祥事は、企業内でなるべく早く探知することが柔軟な危機対応につながります。逆に、外部機関による公表や告発によって企業の違法行為が明るみ



になると、対応が後手に回らざるを得ず、また、企業内におけるコンプライアンスが確立されていないことの証明になり、企業の自浄機能の不全（内部通報制度等による自浄作用が機能していないこと）を指摘されたり、組織内隠ぺいなどと評価されたりするおそれもあります。そのため、企業は、社内対策として、コンプライアンスの見直しと強化を図ることが必要です。具体的には、

1 内部監査の実効性向上

2 不正行為についての報告義務履践の徹底

3 子会社や関係会社から必要な情報が共有される仕組みの構築

4 内部通報制度の拡充等、情報の吸い上げ制度の強化

を検討する必要があります。

また、社外対策としては、万が一、自社の役員や従業員が違法行為をしていた場合、あるいは違法行為をしそうになっていた場合、捜査の進捗や範囲によっては自社の役員が突然逮捕される可能性も考えられますので、取引先や同業他社等に対する捜査当局の動向に注意を払うことです。

なお、企業が社員に対し司法取引に無断で応じることを禁止する内容の規則を定めることはできませんので、その点ご注意ください。

② 不祥事発覚時の対応

自社又は自社の役職員が日本版司法取引の対象となる特定犯罪に関与した疑いが発覚した場合、まずは迅速に事実関係を調査する必要があります。関係者からの事情聴取、証拠の収集・分析等を行い、自社内外での関与者の有無や関与状況、捜査機関に提供できる証拠の有無、同種案件の有無等を、限られた時間で的確に把握することが重要です。もっとも、捜査機関側からすれば、企業自身による事実調査は捜査妨害や証拠隠滅との疑いを抱かれる可能性があります。そこで、帳簿類やメール等を廃棄ないし消去又は上書きすることのないように、関係部署に証拠の保全を指示するとともに、事実調査に関与する者を限定して情報の管理を徹底することで、捜査妨害や証拠隠滅と疑われないように細心の注意を払って進める必要があります。

また、企業が日本版司法取引制度を適切に利用していれば、企業としての処分の減免を受けられたのに、制度の利用を検討せず、又はその検討の過程や内容が著しく不合理であったがために会社に損害が生じたという場合、取締役ら役員及び会計監査人は、その職務執行につき、企業価値の毀損を防止し得えたにもかかわらずこれを怠ったとして、会社に対する善管注意義務に違反したとして、企業に対して、企業に生じた損害を賠償する責任を負う可能性があります。そして、企業が役員等の責任追及を行わない場合、株主等が企業に代わって役員等の責任を追及する株主代表訴訟を提起されることも考えられます。

したがって、企業の経営陣は、「日本版司法取引制度」について十分に理解し、有事の際にこれを適切に利用できる体制を整えておくことが求められます。ただし、「日本版司法取引制度」は、単なる刑事手続の一部という位置づけを越えて、バリエーションが豊富な制度です。そのため、具体的場面においては実務上非常に難しい検討を求められます。有事に同制度を使いこなすためには、制度の利用により可能なこと・不可能なことを正確に理解して、自社で有り得るケースとその際の対応方針等を事前に整理しておくことが有効です。

以 上



ご挨拶

弁護士 真野 祥一



はじめまして。本年1月付けで当事務所に弁護士として入所いたしました真野祥一と申します。弁護士の「真野」が2人おりますが、八王子の事務所におります男性の真野でございます。弁護士としては本年で4年目になります。今後ともお世話になる皆様方にご挨拶をさせていただき貴重な機会を賜りましたので、私の人となりを少しでもお伝えできればと存じます。

本稿が、皆様方におかれまして、弁護士の敷居は高くないこと、小さなことでもお気軽にご相談をいただければ幸いです。

プロフィール

私は、昭和62年に東京都小金井市で出生して以来、平成27年まで平成のほとんどを小金井の地で暮らしました、生粋の多摩っ子でございます。令和になっても府中市に住んでおります。多摩で生まれ、多摩で育ちましたので、今でも中央線で吉祥寺を越えて23区内に入るとそわそわしてしまいます。もちろん業務で23区内に出るときはそわそわしませんので、23区内のお仕事のご相談もお待ちしております。

簡単に生育歴を申し上げますと、幼少期は地元小金井にある小金井公園や野川公園など緑豊かな環境で虫取りや秘密基地を作って遊び、地元の公立中学校に進学後は硬式テニス部に入部しました。部活では部活動後もボールが見えなくなるまで壁打ちで練習を重ね、壁が一番の友達でした。

中学校を卒業した後は、中央大学附属高校に進学し、高校でも硬式テニスに明け暮れました。その甲斐あって、中央大学法学部法律学科に進学することができました。幼少期から祖父に「法律を知らなければ負ける」と聞かされていた私は、この頃法曹になることを決意し、大学に進学後はテニスサークルの活動に明け暮れました。同時に、地元小金井市内の和菓子屋でアルバイトをしておりました。

サークル活動とアルバイトの傍ら民法のゼミにも所属し、勉学にも取り組みました。ゼ



●犬 (画・真野 祥一)●

ミの友人とは現在も交流があり、それぞれの進路で頑張っている友人には多くの刺激を受けています。

そして、大学4年生になり、周りの友人が就職活動に取り組む中、非常に焦りを感じながらロースクールの受験勉強をし、なんとか中央大学法科大学院に進学することができました。

ロースクールを卒業して司法試験に合格した後は、埼玉県で1年間の研修をしました。研修終了後は、一度東京を離れて頼るものもないところで弁護士としてのスキルを磨こうと考え、茨城県弁護士会に弁護士登録をして、2年半ほど茨城県のつくば市というところで弁護士として活動してきました。そ



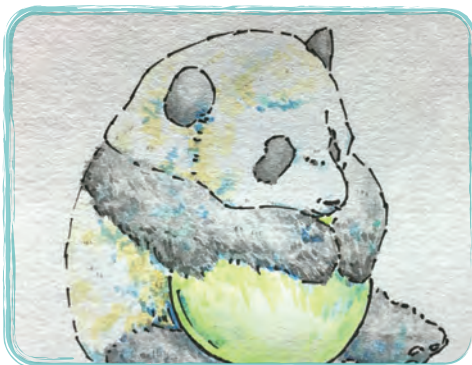
●りんごの木と熊 (画・真野 祥一)●

して、この度地元多摩に戻り、平成31年1月7日に当事務所に入所して、現在に至ります。

❧ 目指す弁護士像 ❧

私が弁護士を目指したきっかけは祖父の「法律を知らなければ負ける」という言葉にあり、司法試験の受験勉強中も、介護ヘルパーの資格を取得するなど祖父と祖母の面倒を見て参りました。そのため、高齢者の介護や後見制度などの分野には関心があります。また、茨城県では刑事事件や労働事件を多く取り扱ってきましたので、その分野についても興味をもって取り組み、日々勉強をして最新の知識を取り入れるよう情報を収集しています。上記以外の分野に関しましても、これまで培った経験を活かして、あらゆる分野の相談に対応できるよう研鑽を積んで参ります。そして、依頼者の皆様に親身になり、二人三脚で問題の解決に取り組む所存でございますので、お気軽にご相談をいただければと存じます。

❧ 趣味・特技等 ❧



●パンダ（画・真野 祥一）●

趣味は、日本酒、テニス、読書、ラジオ、特撮、お笑い鑑賞などたくさんあります。

日本酒は日本酒を飲

むために京都に旅行に出かけ、市場に流通していない日本酒を酒蔵で入手したこともあります。埼玉「花陽浴」、群馬「結人」、山口「東洋美人」など華やかな口当たりの日本酒を好みます。もちろん、多摩の地酒も大好きです。常連の赤提灯ではカウンターで1人酒と肴を楽しみます。日本酒が好きな方からのお誘いをお待ちしております。

日本酒と同じくらい好きなのがラジオです。聴かなければならない番組がとても多く、通勤中、睡眠中、

家事をしながらなど時間を見つけては聴いています。主にスマートフォンのアプリで聴いているので、昼間の放送は夜に聴いているため、タイムラグがありますので、放送直後のお話にはついていけないかもしれませんが、その点をご容赦ください。また、たびたび投稿もしており、なんと先日、はじめて私の投稿が読まれたのでその放送は繰り返し聴いております。なお、ラジオネームは秘密です。

今年の目標は、ボーリングのスコアを伸ばすことです。とあるボーリング大会で、あと少しで上位に食い込めそうだったので、その結果をととても悔しく感じ、今年はボーリングの練習を重ねることを決意いたしました。

また、ボーリングと合わせまして、ゴルフなど皆様方と交流することのできるスポーツのスキルアップを図りたいと考えておりますので、なにとぞご指導のほどよろしくお願いいたします。

❧ 最後に真面目な話を ❧

時の流れは早いもので、当事務所に入所してから6か月ほどになります。弁護士としてより良いリーガルサービスを皆様方に提供できるよう日々勉強の毎日です。

皆様方の抱えております問題を解決できるようこれからも精進を重ねて参りますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

最後まで読んでいただき誠にありがとうございます。



ご挨拶

弁護士 中島 麻子

はじめまして。
昨年12月に弁護士登録し、今年1月から当事務所に入所いたしました。昨年中は、立川支部で司法修習させていた

だき、多摩地域の皆様には大変お世話になりました。改めましてどうぞよろしくお願いいたします。

プロフィール

狭山茶の産地である埼玉県所沢市出身です。鴻巣市出身の夫と2人で暮らしています。司法試験予備校で知り合っ



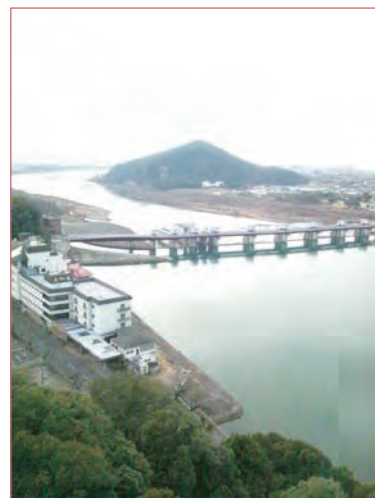
◆ 初島の海 ◆

て、お互い働きながら勉強を続け、そろって今年1月から弁護士になりました。2人とも多摩っ子ならぬ埼玉っ子です。私の方は、弁護士になる前、会計検査院事務官、私立学校職員、特許庁調査員として働いていました。趣味は旅行で、本稿に掲載した写真は旅先で撮影したものです。

会計検査院事務官

高校卒業後、会計検査院で事務官として1年間働きました。会計検査院とは、国や国から補助金を受けている機関の会計検査をする機関です(憲法90条)。仕事のことはもはやあまり覚えていないのですが、庶務的な仕事を担当していました。親元を

離れて寮に入って自由な生活を満喫しており、仕事が終わった後、寮のあった駒込から白山や千石の辺りを夜中に意味もなく延々と歩き回っていたのを覚えています。自由で楽しい会計検査院生活でしたが、同時に大学への進学も希望していたため、法政大学法学部に進学しました。当時は、漠然と、法律が分かれば世の中が分かる(はず)と思っていたのでした。



◆ 犬山城から見下ろす ◆

私立学校の事務職員

大学で4年間法律を学んだものの、世の中のことはよく分からないまま卒業に至り、私立学校の事務職員になりました。司法試験の受験も始めていたので、仕事と受験の二足のわらじです。職場では、学部新設、教員の研究支援、広報等に関する事務を担当しました。教員の研究支援に関する事務を通じて、他大学には



◆ 名古屋 ◆

TLO(教員の研究成果を特許等に権利化して企業に技術移転する法人)があるということを知り、知的財産権に関心を持つようになりました。私生活では、夫と結婚したり、成蹊大学ロースクールに通ったり、司法試験に合格したりといろいろあり、私立学校を退職するに至りました。

特許庁調査員

その後、知的財産権への関心から特許庁に入庁し、商標課で約2年働きました。商標というのは、事

業者が、自分の商品やサービスを他人のものと区別するために使用するマーク（文字や絵や立体など）です。有名なものとして例えば、ヤマト運輸株式会社のクロネコの絵などが

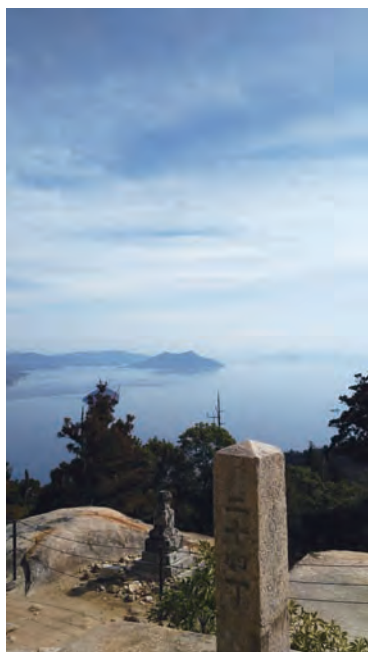


◆関ヶ原_笹尾山◆

あります。特許庁に商標出願して登録されると、国内では誰も同じ商売に同じマークを使うことはできなくなります。日々多くの出願に接していると、今勢いのある商品やサービスの傾向が見えたり、「こんな商売があるんだ」と驚くような商品やサービスを知る

ことができたり、世の中の趨勢を垣間見た思いでした。

また、特許庁はとても雰囲気がよく、雑念にとらわれず仕事に集中できる職場環境でした。セクハラやパワハラがないというのは、労働者の働きやすさという観点からも、組織の生産性向上の観点からも重要な要素だと思います。



◆弥山◆

➡ 目指す弁護士像 ➡

仕事においても、日常生活においても「これって法的にはどうなの？」との疑問をもつことが折々ありました。その気持ちを忘れず、ご依頼者様から素朴な疑問を気軽に相談してもらえる弁護士でありたい

と考えています。

現在、これといった専門分野はありませんが、今までの職業経験から、労働関係の案件、学校関係の案件や知的財産分野に関心があります。紛争解



◆名古屋鶴舞公園◆

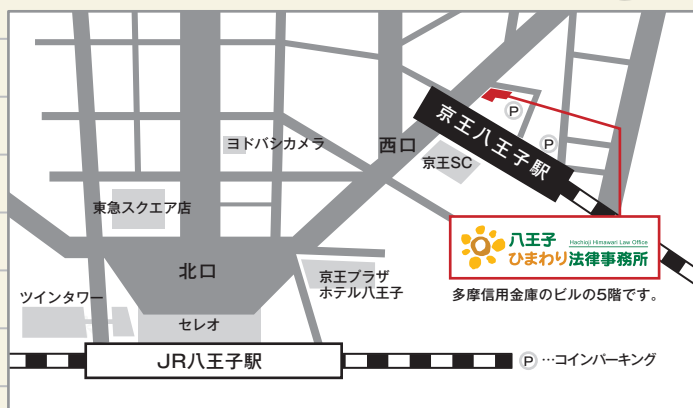
決にあたっては訴訟以外の方法にも興味があり、弁護士会では仲裁センター運営委員会に所属しています。

どんな案件にも1つ1つ誠実に対応し、ご依頼者様の納得を得られる円満な解決を提案・実現できる弁護士を目指してまいります。

➡ 最後に ➡

当所で働き始めて数か月、依頼者の方々のお悩みを的確に把握し、解決していくことの難しさを実感する毎日です。もともと、お話を丁寧にうかがい、問題を発見し、解決方法を調査してご提案し、実現していくという点では、今までやってきた仕事と本質的には変わらないように思っています。ご商売のこと、ご家族のことなど本当に様々な案件に関与させていただいているので、とにかく仕事を通じて研鑽を積んでまいります。社会人としての経験を活かしつつ、誠心誠意業務に取り組み、皆様から信頼される弁護士を目指して精進する所存です。どうぞよろしくお願いいたします。





八王子ひまわり法律事務所

〒192-0046

東京都八王子市明神町2丁目27番6号
文秀ビル5階

●京王線「京王八王子駅」から徒歩1分

●JR「八王子駅」から徒歩5分

TEL: 042-646-2468 FAX: 042-643-2451

URL: [https:// 8og-himawari.com](https://8og-himawari.com)

(事務所ブログもご覧ください。)

●弁護士：古川 健太郎

●弁護士：大山 晃平

●弁護士：秋山 俊

●弁護士：真野 祥一

●弁護士：中森 慧

●弁護士：中島 麻子



小金井ひまわり法律事務所

〒184-0004

東京都小金井市本町1丁目19番12号
亀屋ビル2階

●JR中央線「武蔵小金井駅」から徒歩1分

TEL: 042-401-2727 FAX: 042-401-2563

●弁護士：真野 文恵

●弁護士：石井 廣子

◇◆◇ 事務局たより ◇◆◇

ひまわり女子会

先日、二子玉川のフレンチ料理店で事務所の女子会がありました。

石井弁護士の同級生の方が切り盛りされているのですが、ジビエ料理でも有名なお店ということで、普段は滅多にお目にかかれない蝦夷鹿肉の赤ワイン煮込みを食べました。ジビエというと獣臭さがあるのかと勝手に思い込んでいたのですが、実際に食べてみると臭みが全くなく、柔らかくてとても美味しかったです。他にも、つくしのピクルスやサラミ、生ハム、テリーヌ、鶏刺しなど、旬の素材がふんだんに使用された料理に舌鼓を打ちました。

休日の昼間から、シャンパンやワインを片手においしいフレンチを堪能し、贅沢な時間を過ごせました。

次回はどこに行くのか、今から楽しみです。

